

平成28年度第1回

堺市景観審議会

日時 平成28年10月12日(水)
午後3時30分

場所 堺市役所 本館12階 第1・第2委員会室

都市景観室

堺市景観審議会

日 時 平成28年10月12日(水)

午後3時30分

場 所 堺市役所本館12階

第1・第2委員会室

○出席委員(11名)

会 長 久 隆 浩

副会長 岩 田 三千子

委 員 亀 田 健 二

委 員 横 山 葵

委 員 上 野 あきら

委 員 濱 田 徹

委 員 藤 原 正 宏

委 員 山 本 重 信

委 員 黒 田 征 樹

委 員 瀧 上 猛 志

委 員 河 内 尚 子

○案件

- ・会長及び副会長の選出について

○報告事項

- ・堺市の景観行政について
- ・百舌鳥古墳群周辺地域の景観保全について

(午後3時30分開会)

事務局： それではお待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまより平成28年度第一回堺市景観審議会を開催させていただきます。

私、本日の司会進行を努めます都市景観室の室谷と申します。よろしくお願いいたします。

本日は当審議会の委員委嘱後、初めての審議会でございますので、改めまして委員のご紹介をさせていただきたいと思っております。

まずはじめに、摂南大学理工学部教授の岩田委員でございます。

岩田委員： よろしくお願いいたします。

事務局： 関西大学名誉教授の亀田委員でございます。

亀田委員： 亀田でございます。よろしくお願いいたします。

事務局： 近畿大学総合社会学部教授の久委員でございます。

久委員： 皆さん、よろしくお願ひします。

事務局： 有限会社エイライン代表の横山委員でございます。

横山委員： 横山です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

事務局： 堺デザイン協会理事長の上野委員でございます。

上野委員： 上野あきらです。よろしくお願ひします。

事務局： 公益社団法人大阪府建築士会副会長の濱田委員でございます。

濱田委員： 濱田でございます。よろしくお願いいたします。

事務局： 堺商工会議所常務理事の藤原委員でございます。

藤原委員： 藤原でございます。よろしくお願ひします。

事務局： 堺市自治連合協議会副会長の山本委員でございます。

山本委員： 山本でございます。どうぞよろしくお願ひします。

事務局： 堺市議会議員の黒田委員でございます。

黒田委員： 黒田です。どうかよろしくお願ひします。

事務局： 堺市議会議員の淵上委員でございます。

淵上委員： 淵上です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： 大阪屋外広告美術協同組合事務局長の河内委員でございます。

河内委員： 河内です。よろしくお願ひします。

事務局： なお、橋寺委員、藤田委員、藤本委員、稲場委員につきましては、本日所用のためご欠席される旨、ご連絡いただいております。

なお、本日ご出席いただいております委員は定足数に達しておりますので、ご報告申し上げます。

本審議会の会議は公開することになっております。また、会議の記録のため事務

局で必要に応じ、写真撮影・録画・録音等いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、事務局を紹介させていただきます。

建築都市局長の島田でございます。

建築都市局長（島田）： 島田です。よろしくお願いいたします。

事務局： 都市計画部長の坂元でございます。

建築都市部長（坂元）： よろしく申し上げます。

事務局： 都市景観室長の前田でございます。

都市景観室長（前田）： 前田でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

事務局： 世界文化遺産推進室長の宮前でございます。

世界文化遺産推進室長（宮前）： 宮前です。よろしくお願いいたします。

事務局： 続きまして、本日の資料確認をさせていただきます。

お手元に配付してございます資料です。

まず会議次第、そして配席図、3枚目に堺市景観審議会委員名簿。続きまして資料1堺市の景観行政についてという資料。その後ろに資料2-1、資料2-2、資料2-3ということで、百舌鳥古墳群周辺地域の景観保全についてという資料がついてございます。

さらにその後ろ、資料多くて恐縮ですが、カラーの資料になってございますが、別紙のリーフレット屋外広告物の許可基準を改正というもの、そして参考資料1大規模建築物等の届出についての資料です。参考資料2、参考資料3、参考資料4、参考資料5と案内チラシのほうを、参考につけさせていただいております。不足の資料等ございませんでしょうか。また、お気づきございましたら、近くの職員のほうにお申し付けいただければと思います。

それでは会議に先立ちまして、建築都市局長の島田より一言ご挨拶申し上げます。

建築都市局長（島田）： 本日はお忙しい中、ご出席を賜りまことにありがとうございます。

これまで世界文化遺産登録をめざし、百舌鳥古墳群周辺地域の景観保全に向けた各種制限について景観審議会及び、屋外広告審議会、さらには都市計画審議会においても、さまざまなご議論、ご審議をいただき、今年1月より景観に関する新たな制限を実施しているところでございます。このように、本市と景観行政において新たな段階に無事進めましたことを、改めて委員の皆様にお礼を申し上げます。

本日は、従来の屋外広告物審議会の機能を景観審議会に統合し、今後の本市における景観行政を一体的に進めていくためのさらなる第一歩となります。委員の皆様のお力をお借りし、今後の本市景観行政をさらに力強く推進していきたいと考

えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

事務局： それでは、本日委員委嘱後、初めての審議会ということでございますので、会長・副会長の選出をさせていただきたいと思ひます。つきましては、慣例によりまして、事務局より会長の選出のために、座長を指名させていただき、審議に入らせていただきたいと思いますと思ひますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

事務局： ご異議ないということですので、事務局から座長を指名させていただきます。恐れ入りますが、山本委員に座長のほうお願ひしたいと思ひます。お願ひいたします。

（山本委員、座長席につく）

山本座長： 失礼いたします。それではただいま、ご指名をいただきましたので、山本でございますが、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、会長の選出につきましてお諮りしたいと思ひます。

本件につきましては、堺市景観審議会規則第2条第1項により、委員の互選によることとなっております。会長の選出について、どなたかご意見ございませんか。いかがでしょうか。

藤原委員： 座長、よろしゅうございますか。

山本座長： どうぞ、藤原委員。

藤原委員： これまでの景観審議会で副会長、また屋外広告物審議会で会長をされておりました、久委員にお願ひしてはいかがと思ひますが。

山本座長： ただいま、藤原委員から久委員というご推薦がありました。他にご意見はございませんか。いかがでしょうか。どうでしょうか。

（意見なし）

山本座長： ただいま異議はなしということで、それでは久委員に会長をお願ひすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

山本座長： よろしいですか、はい。ご異議が無いようですので、久委員に会長をお願ひしたいと思ひます。

それでは、これをもちまして、私に与えられました役割を終わりましたので、以後の議事進行は、会長にお願ひいたします。どうもありがとうございました。

久 会長： それでは、ただいまご推挙いただきましたので、皆様方のお力を借りながら進めて参りたいと思ひます。

それでは、続きまして副会長の選出につきまして、お諮りをさせていただきたい

と思います。副会長の選出につきましても、堺市景観審議会規則第2条第1項によりまして、委員の互選によることとなっております。副会長の選出につきまして、どなたかご意見ございますでしょうか。

藤原委員： 会長。

久 会長： はい、どうぞ。

藤原委員： 副会長には、当審議会関連に豊富な経験をお持ちの、岩田委員をお願いしてはいかがと思いますが。

久 会長： はい、ただいま、岩田委員ご推挙のご意見ございましたけども、他にご意見ございますでしょうか。

(意見なし)

久 会長： よろしゅうございますか。それでは、岩田委員に副会長をお願いすることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

久 会長： ありがとうございます。それでは、岩田委員が副会長に選出をされました。よろしくお願いいたします。

岩田副会長： よろしくお願いいたします。

久 会長： それでは、議事進行の前に改めて、一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。先ほども、藤原委員のほうからもご推挙のときにお話をいただきましたように、景観審議会そして、屋外広告物審議会、両方とも私、担当させていただきました。それ以外でも、堺の仕事をずっとさせていただいておりまして、今日もご報告の中にもあると思いますが、古代から現在まで、非常に歴史あるまちで、いろんなところに景観が蓄積をしております。こういうものを一緒に大切にすることが、堺のまちづくりに非常に重要なこととともに、一方で、観光資源にも非常に有効なことでございますので、よりよい景観づくりに邁進をさせていただければというように思っておりますので、皆様方のご協力、これからもよろしく願いしたいと思います。

それでは、岩田副会長にも、一言いただければと思います。よろしく願いします。

岩田副会長： 岩田でございます。副会長務めさせていただきます。堺市の都市計画審議会、それからこの景観審議会であるとか、堺のほうにはかなり若いころから、いろんな委員会にかかわらせていただいております、堺大好き人間の1人です。

学生が、今年、夜のまちを対象にですね、卒業研究で取り上げるというテーマを今、企画しております、まち歩きなんかもこれからやっていきたいというふうに思っておりますが、夜の景観というふうなことも、考えていきたいなというふ

うに思っている次第でございます。皆様、どうぞよろしく願いいたします。

久 会長： はい、どうもありがとうございます。よろしく願いします。

それでは引き続きまして、議事を進めさせていただきたいと思えます。

その前に本日の会議録の署名委員を、指名させていただきたいと思えます。

本日は亀田委員と河内委員にお願いできたらと思えます。よろしく願いします。

それでは引き続きまして、今回は案件とすれば、会長及び副会長の選出ということでございますけれども、せっかくお集まりをいただいた機会、そして景観審議会とそれから、屋外広告物の審議会が合体をしたということで、改めてですね、堺の景観の行政の状況につきまして、皆様方にご説明をさせていただいて、共有を図りたいなというように思っております。

それでは、まずは事務局のほうから説明いただければと思えます。よろしく願いします。

事務局： 都市景観室の増田でございます。よろしく願いいたします。

本日の会議次第、ご覧ください。次第3でございます。本日の報告事項ですけれども、「堺市の景観行政について」、それから「百舌鳥古墳群周辺地域の景観保全について」でございます。

本日は、「堺市景観審議会」と「屋外広告物審議会」の統合後、初めての審議会となることから、当審議会の審議事項や本市の景観行政の取組みについて、また世界文化遺産登録を進めている、百舌鳥古墳群周辺の景観の保全に向けた取組み等について、報告させていただきます。着座にて進めさせていただきます。

まず始めに、報告事項の1つ目、「堺市の景観行政について」です。お手元の資料1並びに、前のスクリーンをご覧ください。本市における景観施策の経緯としましては、平成5年に堺市景観条例の制定、施行、平成7年に堺市屋外広告物条例を制定し、以降これまで大規模建築物等の届出制度をはじめ、各種景観施策を実施して参りました。その間、景観に対する社会的関心の高まりの中、平成16年6月に景観法が公布、施行されたことから、本市におきましても、平成23年6月に堺市景観計画を策定、計画の中で堺市全域を、景観計画区域に設定いたしました。その後、百舌鳥古墳群の世界文化遺産登録に向けた景観保全や、広告物の多様化による、社会環境の変化など、見直しの必要性が生じたことから、平成27年6月に、堺市屋外広告物条例を改正。9月には百舌鳥古墳群周辺地域における、景観形成の方針等を追記した、堺市景観計画の変更等を行い、平成28年1月から新たな運用を開始いたしました。

さらにこれからの、本市における良好な景観形成を総合的に推進するため、屋外広告物審議会が担っていた機能を、本年4月、景観審議会に統合し、景観審議会

の機能拡充を図ったところでございます。

次に、堺市景観審議会の役割についてです。当審議会の役割といたしまして、堺市景観条例第40条に規定するとおり、良好な景観形成及び屋外広告物に関する重要事項について、市長に意見を述べるとともに、市長の諮問に応じて、調査及び審議を行うこととなっております。

これまでの主な審議事項としまして、景観に関することとして、景観計画の策定及び変更、景観地区の決定、屋外広告物に関することとして、許可基準に関すること、禁止区域に関すること、広告景観特別地区に関すること、適用除外に関することなどです。

次に、本市景観行政の取組みについてです。

資料1の右側をスクリーンにて、ご説明させていただきます。なお、詳細は参考資料1、2をご参照ください。先ほども申し上げましたが、本市では平成6年度より大規模建築物等の届出制度を実施しております。届出対象となる規模は、スクリーンに示している建築物では、高さが15mを超えるもの、または、地上6階以上のもの、または、延べ床面積が3,000㎡を超えるもの。工作物では、高さが15mを超えるもの、または、建築物に設置するもので、その高さが10mを超え、かつ、建築物との合計高さが15mを超えるもの、高架道路では、地上からの高さが5mを超えるものなどがあり、制度開始からこれまで約20年にわたり、累計で約2,500件の協議を、また近年の傾向としまして、年間約100件の協議を行っております。

次に、届出制度の流れについてです。届出制度においては始めに、堺市景観条例に基づく大規模建築物等の事前協議を行います。

事前協議では、窓口における書類調査及び現地調査、景観アドバイザー会議を行います。

事前協議はまず、窓口において、事業者から提出される書類の確認を行います。この中で、建築計画の内容として、建築物の色彩や外構などの確認、及び、事業者からの計画のコンセプトや景観に対する配慮事項の聞き取りを行い、色彩の明度、彩度や植栽、ごみ置き場の配置などについて、口頭協議を行います。協議にあたっては、景観形成基準の基本的な事項について、やりとりを行います。この景観形成基準は、参考資料1に詳細を示しておりますが、例えば、地域特性については、地形や自然特性を読み取り計画に活かす。まちの特性については、周辺建築物の壁面の位置、高さ、低層部の軒高、外壁の意匠などを考慮すること。建築物の敷地については、敷地に効果的に植栽することにより、潤いある道路空間を形成すること。さらには、建築物について、統一感のある意匠や、表情豊かな

外観の創出に努めることなどに配慮することとしています。

建築物等の色彩については、ベースカラーに使用できる色彩として、例えばだいたい色であれば、明度は6以上、彩度は4以下など、マンセル値により色相ごとに、明度と彩度の基準を設定しています。

口頭協議後、事前協議書を受理し、現地調査を行います。現地調査では、計画地周辺の自然や、市街地などの状況確認を行うとともに、周辺建築物の状況としまして、隣接する建築物の色彩調査や、敷地の植栽の状況調査、敷地など通り景観の確認を行い、ビデオカメラや写真撮影により記録いたします。

その後、調査した内容を整理し、景観アドバイザー会議に諮ります。景観アドバイザー会議は、景観に関する学識経験者4名をアドバイザーとして構成している会議で、1件ごとに建築計画の内容や、計画地周辺の景観などを確認していただき、色彩計画や建築計画、緑化計画などについて景観をより良くする意見を聴取いたします。

以上が事前協議の内容となります。この後、事前協議の内容を整えて、市から事業者へ事前協議結果を書面にて通知いたします。事業者は、通知に基づいて計画の変更などにより、景観への配慮をしていただき、その内容を市で確認いたします。

その後、事業者から正式に届出をいただき、事業者は工事着手、工事完了後は事業者から、完了の届出をしてもらう流れになりますが、先ほどもお伝えしましたとおり、平成6年度からこれまでおよそ約2,500件の協議を行っており、地道ではございますが良好な景観形成に向けて、取り組んでおるところでございます。

次に、屋外広告物許可申請等についてです。資料1右下をスクリーンにてご説明させていただきます。本市では、屋外広告物の新規設置、変更、更新を行う場合、1敷地内に掲出する表示面積の合計が7㎡以下の自家用広告物などの適用除外を除き、堺市屋外広告物条例に基づく許可が必要です。この許可申請手続きを通じて、今後とも良好な景観の形成及び風致を維持し、公衆に対する危害の防止に取り組んで参ります。3年ごとの更新許可申請を含めた屋外広告物の許可申請件数の状況としては、「近年の景観に関する社会的関心の高まり」に伴う、許可制度の認知度の向上等により、申請件数は年々増加傾向にあり、平成27年度には約840件の申請を受け付けいたしました。

次に、屋外広告物の許可申請等についてです。平成27年6月に堺市屋外広告物条例の改正により、地域特性や現在の社会環境に応じたわかりやすい基準へと見直しを図り、平成28年1月から新たな運用を開始しております。主な見直し事

項としまして、「①許可区域・許可基準等に関する見直し」、「②指定道路沿道の禁止区域の見直し」、「③申請手続き等に関する見直し」です。お手元の別紙リーフレットについて、スクリーンにてご説明いたします。

まず「①許可区域・許可基準等に関する見直し」についてです。

複雑に細分化されていた許可区域の設定を、現在の土地利用に応じた区域として、4つの許可区域に、また、広告景観特別地区として、百舌鳥古墳群周辺地域を指定しております。許可区域といたしましては、薄い緑色で示しております住居系用途地域を第1種許可区域に、ピンク色で示しております商業系、工業系用途地域を第2種許可区域に、紫色の臨海部の工業専用地域を第3種許可区域に、水色の南部丘陵地域を第4種許可区域に指定しております。

右図の中央やや上、百舌鳥古墳群周辺についてですが、青色の破線で示す百舌鳥古墳群周辺地域を、地区固有の許可基準を設定することができる広告景観特別地区に指定し、制限強化を図っております。具体的な制限内容につきましては、後ほどご説明させていただきます。

次に「②指定道路沿道の許可区域の見直し」についてです。野立て広告などの非家用広告物を制限する沿道禁止区域については、沿道禁止区域の範囲を道路端より両側100m幅に統一を図りました。また、指定する道路につきましては、阪和自動車道はじめ、左の表に示す9つの路線等としております。

次に「③申請手続き等に関する見直し」についてです。更新許可申請書の添付図書について、3年に1度の更新申請時に必要となる添付図書を、新規申請時と同様のものとし、事務の効率化を図っております。また、大規模屋外広告物の取扱いについて、旧景観条例に基づく手続きを、屋外広告物条例に基づく規定とし、広告物の表示面積の合計が40㎡を超えるものについて、事前協議を行っております。その際、配慮事項としまして、「建築物や周辺景観に調和するよう、全体として良質な意匠となるように工夫する。」に加え、新たに「広告物は掲出する位置やデザイン、色使い等に統一感を図るよう配慮する。」、「できる限り、隣接道路沿道への掲出は控えるとともに、必要最小限の掲出に心がける。」といった観点で、協議を行っております。

次に資料1右下、最後の屋外広告業の届出についてです。

屋外広告物の規制と合わせまして、屋外広告業者の規制、指導を一体的に行うため、昭和48年の屋外広告物法改正により、屋外広告業者の届出制度が創設されました。その後、平成16年の屋外広告業の登録制度に関する法改正を受け、本市において平成19年1月から、業登録及び特例届出制度の運用を開始し、平成28年9月時点では約940件の特例届出業者に関する新規、変更等の届出がな

されております。

続きまして、報告事項の2つ目、「百舌鳥古墳群周辺地域の景観保全について」ご説明させていただきます。お手元の資料2-1並びにスクリーンをご覧ください。

まずはじめに、百舌鳥古墳群周辺地域の景観保全の趣旨についてですが、本市では歴史・文化を活かしたまちづくりの推進により、市民が「誇り」を感じ、全国・世界の人々が「憧れ」を抱くまちの実現をめざしております。その取組みの一環として、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に向けて取り組んでおります。このことから、本市では、古墳群と調和したまちなみの形成に向け、建築物等の景観形成が必要であることから、平成28年1月から百舌鳥古墳群周辺地域で、建築物の高さや色彩などの形態意匠、看板などの屋外広告物に対して制限を行い、景観保全を進めているところです。

次に、制限の内容についてご説明いたします。

まずはじめに、制限区域についてですが、世界文化遺産登録に向けて、資産の景観や環境を保全する区域として、緩衝地帯が設定されました。制限区域は古墳と調和した景観の形成に向け、緩衝地帯の区域に合わせて設定しております。当審議会の審議案件ではございませんでしたが、関連事項といたしまして、建築物の高さ制限について、ご説明いたします。

制限の考え方ですが、右図の青で示す古墳の近隣、いわゆる「資産近傍」では、低層建築物が主体となった地域であることから、これまでの制限を維持することとし、黄色で示す「資産近傍以外の地域」では、市街地景観の一体性の観点から、突出した高さの建築物の抑制と、前方後円墳の巨大さが感じられるよう、周辺からの眺望を考慮して設定することといたしました。

制限内容は、青で示す「資産近傍」ではこれまでどおり10m以下または15m以下の高さ制限とし、「資産近傍以外の地域」では、紫色で示す新たに三国ヶ丘駅周辺の地域で45m以下、黄色で示すそれ以外の地域で31m以下として、高度地区や風致地区などにより制限しております。

次に形態意匠の制限についてです。詳細はお手元の参考資料3をご覧ください。

まずはじめに、制限を行う建築物の規模についてですが、「資産近傍」では、これまで良好な住環境が維持されており、古墳に隣接する地域であることから、緑豊かな古墳と一体となった景観形成に向け、全ての建築物を対象に、「資産近傍以外の地域」では、資産近傍を取り囲む地域であることから、高さ10mを超える建築物などについて、古墳群との調和に配慮した基準等を設定しております。

形態意匠の制限内容は、「一般基準」としまして市街地特性について、「緑豊か

な百舌鳥古墳群と調和した景観形成に向けて、「落ち着いた形態意匠とする」ことや、「項目別基準」としまして、通り外観について、「周辺建築物の高さや、低層部の軒高、壁面の位置、外壁の意匠などを考慮するとともに、古墳への眺望を妨げないような配置・形状とすることなど、古墳や周辺のまちなみと調和した形態意匠とする」ことや、色彩についても色相ごとに、明度・彩度の制限などをしております。

続きまして、資料２－２「屋外広告物の制限内容」についてです。

屋外広告物は、情報の提供とともに、まちの賑わいをもたらす役割をもっており、より広い範囲からの視認を目的に提出される広告物も多く、その規模や掲出の仕方によっては、景観の阻害につながります。このことから、広範囲からの視認を目的とする広告物の抑制と、市街地景観との調和を考慮する観点から、黄色で示す第１種低層住居専用地域及び風致地区の禁止区域を除いた住居系用途地域を「百舌鳥第１種特別地区」、ピンク色で示す商業系用途地域を「百舌鳥第２種特別地区」として、許可基準を設定いたしました。なお、緑色で示す、いわゆる資産近傍の範囲につきましては、これまでどおり、原則、広告物が掲出できない禁止区域としております。

百舌鳥第１種特別地区の制限内容としましては、屋上広告物及び非自家用広告物を掲出禁止。自立広告物は高さ６ｍ以下、１表示面積につき５㎡以内、かつ、総面積１０㎡以内、２物件以内とし、壁面広告物にも上限値を設定しております。

次に、百舌鳥第２種特別地区の制限内容としましては、百舌鳥第１種特別地区と同様に、屋上広告物及び非自家用広告物を掲出禁止。自立広告物は高さ１０ｍ以下、１表示面積につき１０㎡以内、かつ、総面積２０㎡以内、２物件以内としております。

ここまで、百舌鳥古墳群周辺地域の景観保全に関する取組み内容について、ご説明いたしました。

続きまして資料２－３、取組み状況について、ご報告させていただきます。

まず、取組み状況についてですが、景観地区内で建築物の建築等を行う際には、景観法に基づく「認定申請」を必要としています。申請件数につきましては、資産近傍においては、合計２８件。資産近傍以外の地域におきましては、合計１０件と資産近傍での申請が多く、建築物の用途としましては、資産近傍では２８件中、２２件が戸建住宅となっております。また、資産近傍以外の地域では１０件中、６件が共同住宅となっております。

次に、百舌鳥古墳群周辺地域の屋外広告物適正化に関する取組み状況についてです。

先ほどもご説明させていただきましたとおり、条例改正により許可基準が変更となり、基準に適合しない既存不適格屋外広告物が生じることもあり、平成27年9月に常磐瀆寺線、国道310号など、主要幹線道路沿道にある全ての店舗、約1,100軒に対し、戸別に参考資料4のチラシを配り、周知啓発を実施いたしました。

また、平成27年10月から12月にかけて、既存不適格広告物となる広告物を有する関係店舗に対し、重ねて周知を行うとともに、約930の企業等に対し、資料送付による周知啓発を実施いたしました。さらに平成27年12月から平成28年2月にかけて、百舌鳥古墳群周辺地域を含む全市の許可基準の変更について、全申請者720件及び屋外広告業団体等に対し、リーフレット送付による周知啓発を実施いたしました。

次に、堺市屋外広告物適正化促進事業補助金制度についてです。

本市では、百舌鳥古墳群周辺地域内の既存不適格広告物の早期の適正化に向けた補助金制度を創設いたしました。

制度概要としましては、実施期間を平成28年度から平成30年度までの3年間に限定。補助対象は既存不適格広告物のうち、屋上広告物の撤去、または自立広告物の撤去、もしくは改修とし、良質な意匠とするなど、周辺の景観に調和するものであることとしております。補助金額としましては、屋上広告物の撤去について、補助率2分の1、かつ、限度額200万円。自立広告物の撤去について、補助率2分の1、かつ、限度額20万円。改修は、補助率2分の1、かつ、限度額10万円を上限としております。これにより、既存不適格広告物所有者の負担軽減を図り、早期の適正化に取り組めます。

次に、補助金制度の周知啓発の取組み状況についてです。

本年5月に補助対象となる既存不適格広告物を掲出している全ての申請者に対し、参考資料5の制度案内チラシを送付いたしました。その後6月以降、現地での直接案内や企業本社等への電話による周知を行っているところであり、本年度は特に制度周知に力を入れて取り組んでおります。このような取組みにより、現在、35店舗から制度活用に向けた問い合わせ・相談が寄せられている状況でございます。

最後に、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に向けた今後の流れについて、ご報告させていただきます。現在、大阪府、羽曳野市、藤井寺市と共同で、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に向け、推薦書原案のブラッシュアップやさらなる登録機運の醸成に取り組んでおります。来年3月には、国に推薦書原案を提出し、来年夏の国内推薦の実現、平成31年の登録をめざして参ります。

報告は、以上でございます。

久 会長： はい、どうもありがとうございました。1番につきましては、市域全体の景観行政、それから2番につきましては、百舌鳥古墳群周辺地域の景観保全ということで、ご説明いただきました。どの観点でも結構でございます。先ほどの報告内容につきまして、ご意見・ご質問がございましたら承りたいと思いますが。

藤原委員： よろしい。

久 会長： はい、どうぞ。

藤原委員： 先ほどのスクリーンで、資料2-3の個別周知啓発というところございますけども、戸と個人の個とちょっとスクリーンと違うんですけど、これは1戸ですね。一戸建ての戸。

久 会長： どちらが正しいか、ちょっと再度確認。

藤原委員： 個人じゃないよね。

久 会長： はい。

藤原委員： そこですね。すみません、画面の個別の個ですね。こちら個人の個になってますね。

久 会長： はい、そうですね。他、いかがでしょうか。

淵上委員： 内容と関係ないんですけど、こういう説明のときにパワーポイントの資料とこれ内容は一緒やけど、別々に用意されててちょっと説明がこう見ながら聞きづらいので、できたら統一していただきたかったなど。メモとかもしづらいし、パワーポイントとこれを分ける意味がちょっと、特段の理由がなければ、ちょっと次回以降ご配慮いただけたらなと思います。

久 会長： はい、ありがとうございます。大学でもパワーポイント使いながら、プリントも使いながらということなんですけど、パワーポイントっていうかスライドの資料、分厚くなるんですよ。だからそのあたりが、工夫をお願いできたらなというように思いますので、よろしくをお願いします。

はい、他、いかがでしょうか。おそらく、どういようにかわってきたかつていう事例が、具体的にあつたら、より理解が進んだのかなというように思いますけれども、ちょっと私のほうから教えていただきたいことがあって、いわゆる補助制度が百舌鳥古墳群周辺で始まりましたけれども、このあたり今のところどれくらい活用されはじめてますでしょうか。ちょっとその件数がわかれば教えていただければと思うんですが。

都市景観室長（前田）： 都市景観室の前田でございます。既存不適格、この資料にありますように、敷地単位で100をちょっと少し超えるくらいのところに、周知案内を重ねてきまして、現在のところ約35件のほうからですね、この補助制度を活用

したいという形で相談を受けておりました、今の地点でございますが、正式に活用の申請につきましては、1件でございます。また、今年度後半、今この相談を受けているところについてですね、丁寧に対応していく中で、活用を促していきたいと考えております。

以上です。

久 会長： はい、ありがとうございます。私のほうからもですね、補助金制度つくことで、事務局といろいろご相談をさせていただいたんですけれども、かつてですね、奈良で奈良遷都の1,300年祭をやったときに、平城旧跡の前を通っております大宮通りの景観整備をですね、おもてなしということもあって、させていただきました。そのときに、同じように広告物を、適正化をしてくださいますかということで、沿道の店舗等をお願いをしたわけなんですけれども、そのときに奈良県が補助金制度をつくってくださって、その看板やり直すのであれば、今の時点だと補助金つきますよという、いわゆるインセンティブをつくっていただきました。その結果かなり広告物が小さくなったり、色が変わったりということで、効果があったんですね。県の方にどういように周知をされましたかっていうお話を聞いたんですけれども、広告物業者の方が今なら、補助金出ますよとついでに、変えてみませんかということで、お勧めいただいたということなんです。これはいわゆるWin-Winの関係ですよ。広告物業者さんにとっては、広告物の撤去、あるいは新設の費用が入る。また、景観的にもよくなるというようなことで、非常に効果がありましたので、そういうことも含めてですね、堺市でもせっかく世界文化遺産登録めざしてるわけですから、ここは少しお金も出さしていただいて、景観をいい方向に、事業者さんとともどもですね、頑張っていければいいんじゃないかという制度をご提案させていただきまして、予算的にも配慮していただいて付いたということでございますので、まだ平成30年度までですかね、3年間ありますので、どんどんこの制度使っていただいて、既存不適格がなくなるということですね、景観的にはよくしていただければ、ありがたいなというふうに期待をしてるところでございます。

他、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

濱田委員： 百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録のほうのお話なんですけれども、今年ですかね、惜しくも候補からはずれたということで、昨年度あたりかなり皆さん期待されてたと思うんですけれども、新たにこれから次のタイミングでということですが、惜しくもその部分が、何か、何でっていう情報が入っているのか、あるいはそれは景観に関するようなことがあればちょっと教えていただければというふうに思います。

久 会長： はい、いかがでしょうか。

世界文化遺産推進室長（宮前）： すみません、担当の世界文化遺産推進室長の宮前でございます。

今、濱田委員ご指摘のとおりですね、今年の国内推薦は長崎の教会群が改めて、一度国内推薦得たんですけど、また一度取り下げてという、例年にないそういう経過を経て、今回私ども百舌鳥・古市古墳群はだめだったということでございます。どうしてだというのは、いろいろ状況ありますが、主にはここに推薦書のブラッシュアップというふうに書いておりますが、やはりどちらかというと、景観がだめだとかそういう話ではなしにですね、その価値をやっぱり、実際の審査をされるのは海外の方ですので、海外の方にその価値をきっちり説明しなければならぬということで、こういうことになったということでございまして、実は惜しくもこの9日、10日の日に、海外の専門家、実際に審査しますイコモスの関係者4名招集しまして、会議を行いました。一部の委員には、実は初めて来られた方にはヘリコプターからですね、上空から視察もいただきまして、私どもも昨日、報告聞いたところです。市街地が進んでる進んでるということで聞いていたけど、今の景観自身はですね、決してその世界遺産に障壁になるようなものではないという、そういう評価をいただいたと聞いておりますので、それ以外の国内の委員からもですね、今の条例で、もしくは高度地区でやっていけばきっと大丈夫だろうということはいただいておりますので、ここには学術的な取組みを行って、来年こそは国内推薦を経て、ここにありますように平成31年にはですね、世界文化遺産登録を実現させたいというふうに思っております。以上でございます。

久 会長： はい、よろしいでしょうか。市街地、そしてその景観がマイナス要素にはなっていないという答えかと思えます。私もずっとおつき合いをさせていただいて、この奈良とかではなくて、駅前にあるというですね、非常にそういう意味では景観を整えるにはすごく難しい立地条件にあると、いうことかと思えますけど、その中でもかなり市役所のほうも頑張っていて、なんとか周辺市街地景観も古墳群の景観にあわせていこうということでございますので、今後も引き続き努力をいただければというふうに思います。

他、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

岩田副会長： さっき渚上委員からの発表というか、ご説明がわかりにくいってことだったんですけども、私もわかりにくいのはネーミングなんですね。漢字がいっぱい並んだネーミングが、例えば、百舌鳥古墳群周辺地域、あと何でしたっけ。広告景観特別地区、百舌鳥古墳群周辺地域ですね。それから、なんだか漢字がいつ

ぱい並んでるんですが、これが正しいかもしれないけども、いいとは思えないんですね。何かもうちょっと親しみやすくてわかりやすい、とつきやすい、何かそういう考え方っていうのか、デザイン性っていうのか、必要なんじゃないかなというふうに思いました。

久 会長： はい。制度上はね、こういうおかたい言葉にならざるを得ない部分があると思いますけども、ちょっとその、まあ、どう言いますかね、愛称とかですね、なんかこう、すぐに言えるような、恐らくちょっと失礼な言い方かもしれませんが、事務局も正確に全ての地区の名前を言えるかどうかっていうのは、怪しいもので、何かこう一言であらわせるような、何かそういうネーミングというか、愛称ですね、そんなことも考えていったらいかがでしょうかね。

他いかがでしょうか。はい、どうぞ。

湖上委員： 既存不適格広告物が現在100件あるっていうことでいいんですかね。これって0件にすることが目標だというふうに、とらえてよろしいんですね。基本的には、さらにそれを0件にするっていうのは、いつまでにやるとかって目標はなんか、おありなんですかね。また、これ補助金が出るのが3年間っていうことでですけども、過ぎた後、どのような対応、その補助金使わずに残してるという、何て言いますか、広告主と申しますか、その持ち主に対してどのような対応とられるかって、ご予定あるんですかね。

久 会長： はい、どうぞ。

都市景観室長（前田）： まず正直この既存不適格なくして、景観をよくするというのが究極の目標と言ったらおかしいですけど、それはそういうふうに向かって、進めていくのだと考えておりますが、なかなか、正直申しますと、それをいつまでにする部分がちょっとこの場ではっきり申しづらいところが正直なところでございます。ただこの3年間ってまず限ったのはですね、こういった部分で早期で、早く使ってくださいよというふうな部分で、いつまでもこういう補助制度があるってなると、正直、事業者さんのほうの部分っていうんですかね、なかなかお得感って言うたらおかしいですけど、そういったことの狙いで3年間っていう形で。あと、先ほど説明した屋外広告物につきましては、基本的に一度許可をとれば、最長で3年間ございますので、そういった更新の時期をとらまえた中で、当然経過措置もございまして、その中で指導って言ったら、おかしいですけど働きかけていった中で、なくしていきたいというふうなところでございます。以上でございます。

久 会長： はい、よろしいでしょうか。この案件に限らず、法律基準っていうのは、さかのぼらないっていうのが原則ですよ。わかりやすくは、あと出しじゃんけんです

ので、後から厳しいルールをつくって、前にさかのぼるっていうのは、ちょっといかなものかということで、今ある物件に関しましては、それがなくなるまでというか、新設は今後、同じ形ではできませんけれども、今あり続けるものに関しては、それを撤去するまでずっとあり続けるということでございます。そういう意味では、市のほうからもさまざまな機会を通じて、できるだけ早く撤去してもらえませんか、基準に合わしてもらえませんかというのを、働きかけをお願いできたらなというように思いますし、先ほどからの念押しですけれども、せっかく今、補助金が出るチャンスでございますので、そこをうまく誘導していただいて、早急につくり直し、あるいは撤去をお願いできたらなというように思います。

他いかがでしょうか。はい、どうぞ。まずは横山委員。

横山委員： すみません、先ほどからのですね、表現の方法についてっていうのがずっと出てたかと思うんですけど、堺市屋外広告物適正化のこの補助制度の資料にしてもですね、せっかくこれから景観にデザインにしっかり取り組むんだという姿勢がですね、なかなかあらわれて、一目見てわかるっていうような状況にないのかなと。一般の人はどちらかっていうと、あ、これ何かすごいカッコいいなとか、これ何なのっていうようなところから入っていくと。細かい制度の中身も大事なんですけれども、実はみんなで景観をよくしようとか、デザインがいいっていうような形のことを取り組もうっていうようなこと、後押しするような、こういうリーフレットとかをおつくりになられるほうが、私はいいのではないかなと思っています。

久 会長： はい、ありがとうございます。ちょっと違う言い方をすれば、制度の説明のパンフレットになっているので、もう少しこう人の心をくすぐるようなですね、やってみるような、そういう内容のほうが訴えかけられるんじゃないでしょうかというご指摘かと思っておりますので、また工夫をお願いできたらというように思いますけれども。今後、つくるパンフレットっていうことになると思っております。

では上野委員お待たせしました、よろしく申し上げます。

上野委員： 私の考え方なんですけども、景観審議会の中でいろんな意見が出てくると思うんですが、特に高さの制限のことなんですけどね、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産のですね、登録にかなり影響を与えるようなことで、制約がかなりきつんじゃないかっていうのは、ちょっと私自身、以前のバッファゾーンですか、今の百舌鳥第1種特別地区、この中に私自身も住んでおりますんでね、特に思うんですけども、確かにやるんだったらもっと徹底してやらないときれいにはならないなと思うんですけども、この世界文化遺産登録したことによって、後々の観光

都市堺、これにかなり力というか、影響を及ぼしてくるもんだと私は思っておりますので、この景観審議会とちょっと、観光との話をごっちゃになってるんじゃないかと言われるかもわかりませんが、逆に先ほどのお話の中で、ヘリコプターから海外からの委員さんに見てもらったという話あったんですけども、この仁徳陵古墳自体がですね、周囲からなかなか見にくい、私も正月からずっと参拝に行ったり、いろいろしているんですけども、全体が見えてこないっていうのがありますね、逆にどこか一部分だけでも、この高さの制限がですね、かなり緩和されたような地域があってもいいんじゃないかなっていうのが、私の考えです。これ1つ、何かご検討願えるのでしたら、おもしろいことが今後、あるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

久 会長： これはどうですかね。はい。

建築都市部長（坂元）： 都市計画部坂元でございます。今、上野委員からご指摘あるように、非常に厳しいのではないかとこのふうなご意見ございましたし、また和らげることによってということの、やはりメリットっていうようなこともちょっとご意見として、あったのかなと思うんですが、ここにつきましては、やはりバッファゾーンを設定するということが、やはり世界文化遺産登録に向けて、非常に大きな命題になっておりました。そうしたことでその高さにつきましても、用途地域に応じて都市計画審議会でございますとか、景観審議会でもいろいろとご議論いただきました。高さ制限につきましては、一定やはり考え方としては、百舌鳥古墳群、さらには古市古墳群、こういったところの大阪府、羽曳野市、藤井寺市、そして堺市ともどもあるべき姿っていうものをいろいろ検討して、つくらしていただきました。ただ、そこにつきましては、建替えということについて、全て既存不適格になってしまうということで、建替えにおいても1回については、今の現状のところについての高さを認めて、建て直しを可とするところまでの、一定の議論をさせていただいた上で、ご了解のもと、そういう更新時期についての考慮もさせていただいております。さらには、色彩等についても、ここについては考慮していくということで、いろんな観点から一応、高さについては市民の意見もいただきながら、設定させていただきましたので、今後、こういう形でまずはやはり、進めさせていきたいなというふうな考えでございます。以上です。

久 会長： ちょっと私のほうからもですね、整理させていただきたいのは、よくあのこういう高さ制限かけるときに、イメージ的に誤解がありまして、高さを抑えるということは、容積を抑えるということと錯覚するんですが、高さを抑えても容積はそのまま取れるという、こういうことも十分可能で、それを検討しながら多分、高さ制限されてるとは思います。そうやっていきますと、逆にそれができませんと、

いわゆる厳しい私権制限ということになりますので、そこはですね、高さとボリュームの問題っていうのは1対1対応になってないんだということを、確認をさせていただければというように思います。

それともう1つですけども、高くすることによって古墳群を眺めることができるのではないかと、確かにそうなんです、いわゆる公共性の問題があって、どのビルでもですね、うちが見せるんだ、うちが見せるんだっていうことになってくると、これ高いビルが林立するっていうことになりますよね。そういうことにならないように、一定の高さ制限をかけるんですが、一方で公共的な施設として、どこかから全体を見渡せるような、そういうタワーなり高層の建築物を、公共施設として建てるっていうのはですね、1つ方向性としてはあるのかなというように思いますので、そのあたり多分、ご検討のところにもあろうかというように思いますが、民間全ての、例えば、上層部から眺めさせるというのと、公共的な施設から眺めてもらうというのと、かなり意味合いが違いますので、そこはちょっと整理をして、今後検討していく必要があるのではないかなというように思いますが。

他、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

横山委員： 今のお話に加えてなんですけども、確かにこの仁徳天皇陵をはじめとした古墳群は、上から眺めるとその特異性っていうのは、すごく伝わって、観光する方にとってはすごくインパクトの強いものだと思います。ただ、今この普通の道路に、このまちの中に入って、もしくは御陵さんの近くを歩いたときにですね、どういうふうな景観を楽しんでもらえるのかっていうのを、しっかりつくりこむことによって、単に形を確認するっていう作業以外の、その何ていうんでしょうか、美しさっていうものが伝えられるような景観を形成していくのも、また1つ、観光の魅力になるんじゃないかなというふうに思っています、その辺の充実っていうのもとても大事なことなのかなというふうには思っています。

久 会長： はい、ありがとうございます。いわゆるストーリー、どうつくっていくかっていうことですかね。私もですね、いろんなところから古墳、眺めさせていただけるんですけども、意外なところからやはり、すごいと思うのは、大阪府の臨海センターがありますが、臨海センターの屋上から見たときにですね、このスケール感のすごさっていうのはですね、まざまざとわかりますね。そこの規模でいうと、阪神高速を走っていると、これが湾岸線を走っているとですね、非常に巨大な山としてこの古墳が見えてくるわけですね。恐らく古代の方々っていうのは、海側からの壮大さっていうのを意識して、こういう巨大な古墳をつくったのではないかと、いうように推測をされます。近くになればなるほど、全体像っていう

のがわからなくなって、今でこそヘリコプターであったり、高層建築物で上から見られますけども、古代はそういう眺めっていうのは多分なかったんだろうと思うんですね。そうすると、もう少し引いたときにどういう壮大さが見えるかっていうほうがですね、古代の方々が思い描いた姿に近いのかなというように思いますので、近傍近傍とおっしゃいますけれども、もう少し引いたほうが、実はこの仁徳陵のすごさっていうのがですね、実感できるかもしれない。そういうアピールの仕方もですね、一方でお願いできたらなというふうに思いますけど。

はい、他、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは今日はいろいろ情報交換、あるいは今までの制度の共有ということで、いろいろご報告をさせていただき、意見交換させていただきました。私も先ほどちらっと写ってました景観アドバイザーとして、当初はお手伝いをしておりましたけども、正直言って最初この届出制度が始まったころっていうのは、事業者さんもそれほど景観の配慮がなかったんですが、今は当たり前のように、例えば具体的に言いますと、道路沿いには緑を植えてくださるっていうのは、当たり前になりましたし、色もそんな自分のところだけが目立つような、そういう色使っているのも、ほとんど今、なくなってきました。先ほどご報告いただきました2,500件ですかね、始まってから2,500件の建物っていうのは、景観に配慮させていただいて、市のほうも指導させていただいた建物になっておりますので、この数っていうのは、かなりのものかと思いますので、着々とこの制度によりまして、堺の景観がよくなっていったんじゃないかなというように思っております。

審議会の委員の皆さんも、改めてですね、この堺のまちを歩いたときに、それぞれの建物がどのような景観配慮がなされているのかっていうことをですね、意識して歩いていただいて、また次回以降のですね、この審議会の中で評価もいろいろ賜れば、よい制度になっていくんじゃないかなというように期待をしております。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、その他がなければ、これで本日の審議회를終了させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

山本委員： 会長、ちょっとすみません。

久 会長： はい、どうぞ。

山本委員： 事務局のほうにお聞きしたいんですけども、広告物の相談が35件ありまして、1件が申請されたらと、その窓口での景観に対する協力的な姿勢というのはどんな感じですかね。

久 会長： もっと広く言えば、地元の雰囲気どうですか。

山本委員：　そうですね。バッファゾーンも含めてね。

久　会長：　広告物に限らず、はい、ちょっとそのあたり。

都市景観室長（前田）：　ちょっと広告物の部分で申しますと、先ほど1件ごとに担当が、何て言うんですかね、店舗を回ったりですね、あと、その後、会社によってはそういった部分で、大体総務のところとかが窓口になりますんで、そういった、じかにやりとりしてる中でいくと、世界文化遺産をめざしてると知っておられるようですね、協力していかなあかんとかいうふうな雰囲気はちょっと担当が感じ取ってるっていうのはちょっと報告を聞いております。

久　会長：　よろしいでしょうか。事例が出てくるとばたばたっていく可能性がありますんでね、その事例をもっと使いながらうまく周りの方々にお勧めをしていただくと、より効果が出てくるんじゃないかなというように思います。

今日、河内委員にも来ていただけてますけども、やっぱり屋外広告物業の方々もこういう制度ができましたよということで、業界のほうからクライアントの方のお勧めいただければうれしいなというように思います。

他、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、長時間熱心にご議論いただきましてどうもありがとうございました。

それでは事務局のほうから報告、連絡事項がございましたら、お願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

事務局：　事務局からの連絡事項は特にございませぬ。また、本日のご議論、ご意見をですね、糧に今後の景観行政にしっかり努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、熱心なご議論、ご意見、貴重なご意見、誠にありがとうございました。また、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

久　会長：　はい、どうもありがとうございました。